(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
海南市下津町小南字上通り三四番一から同市冷水字口無一七二番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月六日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十三号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
大阪市港区弁天一丁目一番一地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十七日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所